

新	旧
<p>航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p>第 2 章 貨物管理</p> <p>第 4 節 保税台帳</p> <p>(システム内保税地域における帳簿の取扱い)</p> <p>4 - 1 システム内保税地域における帳簿の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保存期間</p> <p><u>帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間)保存させるものとする。</u></p> <p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 1 節 輸入申告</p> <p>(輸入申告控等の提出)</p> <p>1 - 4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分 1)の場合は、「輸入許可通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときは、当該輸入申告控情報を「輸入(納税)申告控(内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)」(別紙様式 N-131 号)(簡易審査扱い(区分 1)の場合は「輸入許可通知書」(別紙様式 N-321 号)(以下「輸入申告控」という。))として出力させ、仕入書等の必要書類を添付して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税関官署の通関担当部門(以下本節において「通関担当部門」という。)に提出させるものとする。<u>ただし、あらかじめ税関において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体(データの訂正、削除ができない読出し専用のものに限る。)に、関税法基本通達 68-3-2(2)口の規定による社内帳票等に相当する情報(簡易申告扱い(区分 1))となった輸入申告に係るものに限る。</u></p>	<p>航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p>第 2 章 貨物管理</p> <p>第 4 節 保税台帳</p> <p>(システム内保税地域における帳簿の取扱い)</p> <p>4 - 1 システム内保税地域における帳簿の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>保存期間帳簿は、2 年間保存させるものとする。ただし、保税担当部門による保税業務検査を受けた場合その他税関が保存の必要がないと認められた場合には、2 年を経過する前であっても、保存を要しない。</u></p> <p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 1 節 輸入申告</p> <p>(輸入申告控等の提出)</p> <p>1 - 4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分 1)の場合は、「輸入許可通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときは、当該輸入申告控情報を「輸入(納税)申告控(内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)」(別紙様式 N-131 号)(簡易審査扱い(区分 1)の場合は「輸入許可通知書」(別紙様式 N-321 号)(以下「輸入申告控」という。))として出力させ、仕入書等の必要書類を添付して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税関官署の通関担当部門(以下本節において「通関担当部門」という。)に提出させるものとする。</p>

新旧対照表

(NACCS 使用税関関連業務の取扱い)

新	旧
<p>以下「社内帳票情報」という。)を記録し、当該社内帳票情報に係る輸入許可の日が属する月ごとにまとめて1枚(1枚に記録できない場合は複数枚)に記録し、これを当該月の翌月5日(その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日)までに提出した場合における当該輸入申告に係る社内帳票等及び「輸入許可通知書」については、この限りでない。</p>	